輸第12984号	硫酸アンモニア	21.0硫安	JFE商事株式会社	大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号
輸第12985号	硫酸アンモニア	20.9硫安	JFE商事株式会社	大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号
輸第12986号	硫酸アンモニア	20.5硫安	JFE商事株式会社	大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号
輸第12987号	塩化アンモニア	25.0塩化アンモニウム	新ケミカル商事株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第12989号	硝酸石灰	粒状硝酸石灰	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第12990号	硝酸石灰	硝酸カルシウム	日越化学株式会社	熊本県熊本市東区桜木五丁目７番30号
輸第12991号	過りん酸石灰	CG過りん酸石灰	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第12992号	魚かす粉末	東南アジア魚粉	大丸興業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町三丁目４番９号
輸第12993号	なたね油かす及びその粉末	5.3なたね油かす	兼松株式会社	兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地
輸第12994号	副産植物質肥料	副産植物質肥料831	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第12995号	化成肥料	UF入り化成10－10－10＋Mg２	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第12996号	化成肥料	G－２	有限会社G－West	東京都足立区綾瀬七丁目17番20号パークサイド301
輸第12997号	化成肥料	17－45燐酸アンモニア	丸紅株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
輸第13000号	化成肥料	マグァンプⅢ複合肥料	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第13001号	配合肥料	養液栽培用配合肥料	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

有効期間が平成35年７月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第79320号	混合りん酸肥料	くみあい粒状苦土りん肥ケイカル混合肥料15号	産業振興株式会社	東京都江東区亀戸一丁目５番７号
輸第6010号	被覆複合肥料	マルチコート被覆りん安１号	ＨＮ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目11番12号
輸第6011号	被覆複合肥料	マルチコート被覆りん安２号	ＨＮ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都港区虎ノ門五丁目11番12号
輸第7323号	塩化加里	59塩化加里	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第7324号	塩化加里	60塩化加里	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二十四日　　農林水産大臣　齋藤　健

１　生産業者の住所の変更

登録番号　生第100253号

変更前　鳥取県境港市西工業団地51番地

変更後　鳥取県米子市上福原1317－16七重ビル１階

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第72735号

変更前　ワコー有機入り403号

変更後　プラン403号

登録番号　生第103336号

変更前　ベルフレンズ

変更後　ベルブレンズ

○国土交通省告示第八百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十九年八月二十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業１・４・１自動車専用松山外環状線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

五　収用の手続きが保留される事業地　愛媛県松山市南吉田町、高岡町及び北吉田地内

○国土交通省告示第八百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業３・２・３来住余戸線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし